

新市建設計画（第一回変更）素案【概要書】

1 計画変更の趣旨

現在本市では、目指すべき将来像である「住みよいまち 訪れてよいまち 笠間」の実現に向けて、新市建設（まちづくり）計画の基本理念や将来像を引き継ぐ総合計画に基づき、様々な取り組みを展開しています。

このたび、平成 24 年 6 月に「東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律」が施行されたことにより、新市建設（まちづくり）計画の期間を延長することで、最大で平成 37 年度まで合併特例債の発行が可能となっています。

近年の人口減少・少子化・高齢化を背景とした社会保障の増大による扶助費の増加や公共施設の老朽化等に伴う維持管理・更新費用の増加などが想定されています。

また、本市の歳入を見通した場合、固定資産税をはじめとする税収の大幅な増加は見込めない状況にあり、市税とともに、主要な財源である地方交付税についても、平成 33 年度以降、合併算定替の特例が適用されなくなるなど、本市を取り巻く財政状況は、さらに厳しさが増すものと予測されています。

このような中であっても、将来像実現に向けて、現在予定される事業の着実な推進はもちろんのこと、新たに発生が予測される行財政課題にも的確に対応していかなければならず、行財政改革のさらなる推進を図り、柔軟性に富んだ財政基盤を確立していく必要があります。そのため本市では、財源調達手法の点で、他の地方債と比べて非常に有利な合併特例債の活用が引き続き可能となるよう法で認められる最大期間の平成 37 年度まで延長し、合併特例債を有効に活用していくこととします。

2 計画の変更点

（1）計画期間の変更

平成 17 年度から平成 27 年度までを平成 37 年度までに延長するものです。

（2）計画内容の変更

法令・制度等の変更、事業進捗状況の反映、統計データ更新、文言整理など必要最小限のものとしします。

（3）財政計画の変更

策定時における推計値を実績値に置き換えるとともに、建設計画全体を財政的に裏付ける必要があることから、延長する期間にあわせたものとしします。また、将来、柔軟性に富んだ財政基盤を確立させるため、直近の社会情勢や財政状況の変化を踏まえるとともに、中長期的な視点に立ったものとしします。

3 合併特例債の活用方針

合併特例債をはじめとする地方債に安易に依存してしまうことで、将来財政のさらなる硬直化を招く恐れがあります。そのため、合併特例債の活用にあたっては、将来財政状況を十分に見通しながら合併後のまちづくりを進めるうえで真に必要な事業を厳選し実行していくこととします。